

令和5年度 曾於市

償却資産（固定資産税）申告書の手引き

市税については、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
地方税法第383条により、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有する資産が所在する市町村へ申告することとなっております。

同封の償却資産申告書・種類別明細書に必要項目を記入し提出ください。
※提出用・控え用の2部同封されておりますので提出用を提出ください。

お知らせ

【申告書の提出期限】 令和5年1月31日（火） まで

【提出方法】 ・郵送される方・・・本庁 税務課に送付してください。

※申告書に受付印を希望される方は、切手を貼付した返信用封筒を申告書・明細書と同封して郵送してください。切手が貼ってなかったり、返信用封筒がない場合は返送ができません。

・持参される方・・・本庁・各支所へ提出してください。

【お問い合わせ先・提出先】

- ▶本庁 〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
税務課固定資産税係 TEL0986-76-8804(直通)
- ▶大隅支所 〒899-8102 鹿児島県曾於市大隅町岩川5629番地
地域振興課税務係 TEL099-482-5922(直通)
- ▶財部支所 〒899-4192 鹿児島県曾於市財部町南俣11275番地
地域振興課税務係 TEL0986-72-0932(直通)

電子申告(eLTAX)で償却資産申告書が提出できます

・オフィスやご自宅からインターネットを利用して申請ができ、電子申告(eLTAX)に対応している複数の地方公共団体へまとめて申告ができます。

・「PCdesk(無料ソフト)」をeLTAX ホームページからダウンロードして作成ができます。利用手続きなどの詳細はホームページなどでご確認ください。

【eLTAXのお問い合わせ先】

- ▶ ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp> で検索
- ▶ 電話 0570-081459(受付時間:平日午前9時～午後5時)※つながりにくい場合は03-5521-0019



eLTAX
ホームページ

目次

I	償却資産について	1～4
	1 償却資産とは	2 償却資産の種類
	3 耐用年数	4 建物附属設備について
II	申告について	4～6
	1 記載要領	2 申告に際しての注意点
III	償却資産の評価と税額の算出	6
	1 評価と税額	

I 償却資産について

1 償却資産とは

会社や個人が工場や商店、農業などを経営している場合で、これらの事業用のために使用することができる有形資産をいいます。土地・家屋、自動車など一部資産を除き、事業のために使用される資産のほとんどが該当します。減価償却額または減価償却費は、法人税法または所得税法の規定による所得の計算において、損金または必要経費として算入されるものなどが該当します。

2 償却資産の種類

種 類		主な償却資産の例	
第1種	構築物	土地に定着した土木施設	構内舗装、井戸、門、街路灯、水槽、焼却炉、広告塔防壁、 <u>畜舎・堆肥舎(家屋とみなされないもの)</u>
	建物附属設備	建物附属設備	受変電設備、冷暖房設備、給排水設備等の建設設備のうちで償却資産として扱うもの※建物附属設備について(P4参照)
第2種	機械および装置	製造施設	製材機、精穀機械、食肉加工設備など
		工作機械	特殊自動車は☆1☆2を参照し判断してください。 大型トラクター、モア、バインダー、カッター、ハーベスタ、掘取機、ショベルローダ、タイヤ・ローラー 農耕用トレーラー☆3など

		自走式作業用機械	ブルドーザー、パワーショベルなど建設機械用大型特殊車両（車種番号「0、00～09、000～099」）
		その他設備	モーター、旋盤、印刷設備、クリーニング設備、ガソリンスタンド設備、太陽光発電設備など
第3種	船舶	しゅんせつ船、砂利採取船、モーターボートなど	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
第5種	車両および運搬具	工場内運搬機、リヤカー、フォークリフトなど建設機械以外の大型特殊自動車（車種番号「9、90～99、900～999」のもの）、トロッコ、自転車、その他の運搬車※自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車、原動機付自転車などは除きます。	
第6種	工具、器具および備品	工具	測定、検査工具、取付工具、型
		器具・備品	金庫、パソコン、テレビ、机・椅子（応接セットを含む）冷蔵庫、クーラー、自動販売機、陳列ケース、医療機器、ロッカー、その他器具・備品

☆₁ 農耕作業用（乗用）で農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車は大きさに問わず最高速度が35km/h以上の場合であれば大型特殊自動車に該当し、償却資産となります。最高速度が35km/h未満であれば軽自動車税の対象です。

☆₂ ショベル・ローダ、タイヤ・ローダ、ロード・ローダ、グレーダロード・スタビライザ、ホイール・ハンマなどの特殊自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

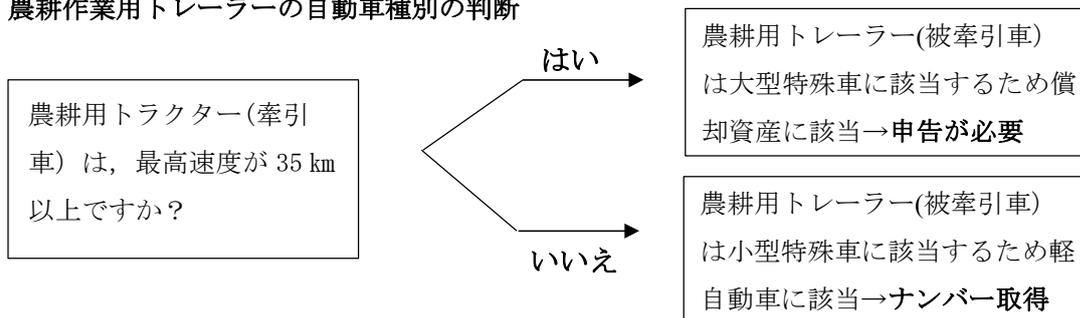
- ①車両の長さ 4.7m ②車両の幅 1.7m
③車両の高さ 2.8m ④最高速度 15km/h

①～④の要件をひとつでも超えると償却資産の対象となります。それ以外は、軽自動車の対象になりますのでナンバー取得をお願いします。

☆₃ 農耕作業用トレーラーについて

農耕用トラクター（小型特殊自動車）のみに牽引され、肥料・薬剤散布や機械等の運搬を行うトレーラーについては、令和元年12月の法改正により償却資産ではなく「自動車」の位置づけとなり、軽自動車税の対象となりますのでナンバーの取得手続きをお願いします。なお、農耕用トラクターでも大型特殊自動車として償却資産になるトラクターに牽引されるトレーラーは「償却資産」となります。※償却資産の判断基準は、☆₁のとおり農耕用トラクターの最高時速が35km/h以上です。

農耕作業用トレーラーの自動車種別の判断



3 主な償却資産の耐用年数

種類	主な償却資産の例		耐用年数	
第1種	構築物	野立看板、広告塔	金属製(その他10年)	20
		牛舎	木造	17
		舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
			アスファルト敷、木れんが敷	10
	建物附属設備	受変電設備、電気設備(照明設備を含む)給排水設備、衛生設備、ガス設備		15
		冷房・暖房・通風	冷暖房設備(その他15年)	13
店用簡易設備		店舗用内装、可動性のある固定カウンター	3	
第2種	装置及び機械	太陽光発電設備	主として金属製のもの	17
		農業機械	モーター、バインダー、脱穀機等	7
第6種	工具及び備品	測定・検査工具	ゲージ、ノギス、マイクロメーター	5
		型(型枠を含む) 鍛圧・打抜工具	プレスその他の金属加工金型、合成樹脂	2
			その他のもの	3
	器具及び備品	事務机等	主として金属製(その他8年)	15
		陳列棚、ケース	冷凍機付(その他8年)	6
		音響機器	ステレオ、テレビ、ビデオ、カラオケ	5
		冷暖房用機器	エアコン、ストーブ、温風ヒーター	6
		電気・ガス機器	冷蔵庫、製氷機、洗濯機、レンジ	6
		事務機器	複写機、計算機、レジスター、FAX	5
			パソコン(サーバー用のものを除く)	4
			パソコン以外の電子計算機	5
看板	看板、ネオンサイン、気球	3		
理容・美容機器	前流し・ドライヤー	5		

④R4.1.2~R5.1.1までに資産が『増加したもの』について記入してください。

⑤R4.1.2~R5.1.1までに資産が減少した場合は横線で消して下さい。

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存	価額	課税標準の特例率	課税標準の特例率	増加率	減価率	備考
1	2	***	モア	1	H11.6	210,000								
2	2	***	ロータリー	1	H10.6	800,000								
⑤	2	***	田植機	1	H6.6	750,000								
4	2		太陽光発電設備	1	R4.2	26,000,000	17					1		
5	2		モア	1	R4.7	315,000	7					1		
6	2		肥料散布機	2	R4.7	500,000	7					2		
7	1		牛舎(木造)	1	R4.9	5,500,000	17					1		

耐用年数 ※農業機械は7年

1：新品取得
2：中古品取得
3：移動による受け入れ
4：その他

償却資産の種類 (P1,2 参照)
1：構築物・建物附属設備
2：機械および装置
3：船舶 4：航空機
5：車両および運搬具
6：工具、器具および備品

取得価格は、自己負担だけでなく補助金等含んだ総額を記入してください。

小計

注意 「増加率」の欄は 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他いずれかに○印を付けてください

▼今回が初めての申告の方

すべての資産について記入してください。この場合できるだけ最近の決算時における減価償却明細表を添付してください。

▼特例を利用されている方

特例を使用して取得した資産は課税標準の特例欄の「率」を記載してください。

2 申告に際しての注意点

(1) 申告をしない場合または虚偽の申告をした場合

申告すべき事項について、正当な理由がなく申告をしない場合または虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条及び第386条、曾於市税条例第75条の規定による罰則の適用があるほか、延滞金を加算して附則税額を追徴する場合があります。

(2) みなし課税

申告がない場合においても、過去の申告内容や国税資料を基に償却資産を所有しているとみなして課税することがあります。その場合でも、正確な情報を把握するため申告は必要となりますのでご注意ください。

(3) 過年度への遡及

みなし課税や実地調査等による申告漏れなどが発生した場合で、取得年月が前年より前の資産がある場合は、当年度だけではなく資産を取得された翌年度まで遡及課税されます。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年が限度となります。

(4) 廃業した場合

事業を廃業した場合や事業場所の移転，譲渡した場合も必ず申告してください。提出期間内に申告しない場合，廃業したにも関わらず固定資産税がかかった状態のままになる場合がありますのでご注意ください。

III 償却資産の評価と税額の算出

1 評価と税額

(1) 評価額の算出と計算方法

資産の「取得年月日」「取得価格」「耐用年数」から、資産ごとに評価額を算出します。

【 評価額算出式 】

$$\begin{aligned} \blacktriangleright \text{前年度に取得した資産} &= \text{取得価格} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right) = \text{減価残存率} \\ \blacktriangleright \text{前年前に取得した資産} &= \text{前年度評価額} \times \left(1 - \text{減価率}\right) \quad \star_3 \end{aligned}$$

☆₃ 減価率は耐用年数によって異なります

※毎年この方法により計算し、取得価格の5%になるまで償却します。算出額が5%未満になる場合は、5%に止めます。

(2) 評価額と課税標準額

税額の計算に当たり、課税標準額を算定します。通常は「評価額」が課税標準額となりますが、課税標準の特例の適用がある場合は、特例を適用した後の額が課税標準額となります。

(3) 税額の計算

$$\text{税額 (100 円未満切り捨て)} = \text{課税標準額合計 (1,000 円未満切り捨て)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

※ (例) 課税標準額が 200 万円の場合、年税額は 2 万 8 千円

(4) 免税点

課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は課税されません。ただし申告は必要となります。

提出前にご確認をお願いします

- 申告書に名前のフリガナ・連絡先・電話番号の記入はしていますか？
- 資産の所在地は記入していますか？(特に太陽光発電設備)
- 控への返送をご希望の場合、切手を貼った返信用封筒は同封していますか？